

情報なんぶ

令和3年1月21日発行

南部町行政だより 第211号

総務課 電話66-3112

http://www.town.nanbu.tottori.jp

mail to / soumu@town.nanbu.tottori.jp

■ 事業用の償却資産をお持ちの方は毎年1月末までに固定資産税(償却資産)の申告が必要です ■

南部町内に事業用の償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在における償却資産の所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、その他当該償却資産の価格決定に必要な事項について、毎年1月末までに申告が必要です。(地方税法第383条)

申告用紙の請求や申告方法など、ご不明な点は税務課までお問い合わせください。

【申告が必要な方】 個人や法人で農業や店舗・会社経営、アパート貸付など、事業を行っている方で、1月1日現在に償却資産を所有している方

【提出期限】 2月1日(月)

【提出先】 税務課(〒683-0351 南部町法勝寺377番地1)

【申告対象の一例】

種類	資産の例示
第1種	構 築 物 ビニールハウス、看板、門、へい、フェンス、舗装路面、煙突、水槽、貯水池、側溝、庭園、ネオン、土木設備、設備造作など
	建物附属設備 内装・内部造作、その他建築設備など
第2種	機械・装置 農業用機械(乾燥機、脱穀機、管理機、草刈機等)、その他業務用設備、太陽光発電設備など
第3種	船 舶
第4種	航 空 機
第5種	車両・運搬具 自転車、リヤカー、荷車、構内運搬車、フォークリフト、ショベルローダー、大型特殊自動車など
第6種	工具器具・備品 机、椅子、ロッカー、応接セット、テレビ、パソコン、エアコン、陳列ケース、その他業務用備品など

※所得税や法人税の申告において減価償却費として必要経費に算入している資産は、固定資産税(償却資産)の申告が必要です。

※ただし、土地・家屋のほか、自動車税・軽自動車税の課税対象になっている車両及び一括償却資産(取得価額が10万円以上20万円未満の資産でその1/3相当額を取得以降3年間で必要経費に算入する資産)は除きます。

【問い合わせ先】 税務課 ☎66-4802

■ 越敷野団地の入居者募集について ■

団地名	建築年度	構造	部屋数	家賃月額
越敷野団地 3号	平成12年度	木造2階建	3LDK	20,000円

※家賃月額にはCATV使用料を含みません。別途負担をお願いします

入居者の資格	必要書類
・一緒に入居する親族に、来年度会見第二小学校へ通学させる児童がいること ・市町村民税を滞納していないこと ・入居者及び同居予定者が暴力団員でないこと ・連帯保証人が必要です(町内在住者2名)	①入居申込書 ②入居予定者全員の住民票 ③納税証明書(滞納がない事を証明するもの) (①は建設課にあります)

【申込受付期間】 1月21日(木)~2月16日(火)

【入居選考方法】 提出書類を審査し、入居決定者へ通知します。

※申込者多数の場合は抽選とし、抽選については後日連絡します

【入居決定後の手続】 入居が決定しましたら、入居手続きをしてください。

①請書の提出 ②敷金の納付(家賃の3か月分)

【入居可能予定日】 入居決定後、請書等の提出が確認された日

【申込・問い合わせ先】 建設課 ☎66-3115

■ 通話録音機能付電話機等購入助成について ■

南部町では振り込め詐欺などの特殊詐欺防止対策として、通話録音機能付電話機などの購入費用を助成します。助成金額は1世帯に対して1台限り、上限は10,000円で5年以上使用する必要があります。

【対 象】 町内に住所があり以下の要件を満たす世帯主で、町税を適正に納付している者

(1) 満70歳以上の者がいる世帯

(2) その他、消費生活上、認知機能低下など特に配慮を要すると認められる者がいる世帯

【申請期間】 3月31日(水)まで

※先着順に受け付けし、期間にかかわらず、予算額に達し次第終了となります。

※申請方法等詳しくは広報なんぶ1月号をご覧ください。

【申請場所】 町民生活課(法勝寺庁舎・天萬庁舎)

【問い合わせ先】 町民生活課(天萬庁舎) ☎64-3781

■ 東京2020オリンピック聖火リレートーチ巡回展示について ■

以下の日程で東京2020オリンピック聖火リレーのトーチ展示を行います。短い期間ではありますが、実際に聖火リレーで使われるトーチを間近で見ることができる機会ですのでお出かけください。

※状況によって、展示が中止又は延期になる可能性もあります。

日程	場所
1月30日(土)・31日(日)	総合福祉センターしあわせ
2月1日(月)・2日(火)	役場法勝寺庁舎1階
2月3日(水)	総合福祉センターいこい荘
2月4日(木)	役場天萬庁舎1階

【問い合わせ先】 教育委員会事務局 人権・社会教育課 ☎64-3782

■ 「税の無料相談会」が開催されます ■

中国税理士会米子支部による無料相談会をご利用ください。

【日 時】 2月23日（火・祝） 午前10時～午後4時

【場 所】 <米子会場> 米子コンベンションセンター5階 第4・5会議室
<境港会場> SANKO夢みなとタワー 第3会議室

【内 容】 税金に関することなら何でも相談できます。

【問い合わせ先】 中国税理士会米子支部 ☎32-4795
(受付時間：午後1時～4時)

■ 赤猪岩神社前売店スタッフを募集しています ■

南部町観光協会では赤猪岩神社前売店で勤務していただける方を募集しています。

【勤 務 場 所】 赤猪岩神社前売店（南部町寺内232）

【勤 務 日】 要相談（土日勤務できる方を希望します）

【勤 務 時 間】 午前10時30分～午後2時30分

【時 間 給】 792円

【応 募 方 法】 履歴書を南部町観光協会へ提出

【問い合わせ先】 南部町観光協会 ☎30-4822

【担 当 課】 企画政策課 ☎66-3113

■ 介護をされている「家族のつどい」開催のお知らせ ■

認知症の方を介護されている家族のつどいを開催します。

毎月「認知症の人と家族の会」より相談員が来られ、介護についての日頃の思いを話し合い、認知症について勉強をしたり、介護についての相談・助言を受けることができます。

※参加申し込みは不要です。男性介護者の方も是非ご参加ください。

※新型コロナウイルス感染予防のため、中止、場所を変更させていただく場合があります。

【日 時】 2月19日（金） 午前10時～正午

※途中からの参加や退席も可能です。ご都合に合わせてご参加ください。

【場 所】 健康管理センターすこやか

【参 加 費】 100円（茶菓代）

【問い合わせ先】 健康福祉課 ☎66-5524

■ 「オレンジカフェ」開催のお知らせ ■

介護にかかわる方々のほか、地域のどなたでも自由に参加できる集いの場「オレンジカフェ（認知症カフェ）」を開催します。介護についての個別相談もできます。

※参加申し込みは不要です。

※新型コロナウイルス感染予防の為、中止にさせていただく場合があります。

《 米やカフェ 》

お気軽にお立ち寄りください。

日 時	2月16日（火） 午前9時30分～11時30分 ※ご都合に合わせてご参加ください。
場 所	えん処 米や（旧法勝寺街道）
内 容	ハンカチでエコバッグ作り
お茶代	100円
持ってくる物	大きめのハンカチ1枚

《 さくらカフェあいみ 》

手間、賀野地区に新しくオレンジカフェが開設されました。

日 時	2月25日（木） 午後1時30分～3時30分 ※ご都合に合わせてご参加ください。
場 所	「てま里」交流スペース（天萬庁舎近く）
内 容	バンド演奏
お茶代	100円

【問い合わせ先】 健康福祉課 ☎66-5524

■ 職業訓練の受講生募集 ■

ハローワークでは、安定した就職を目指す方へ求職者支援訓練をご案内しています。

訓練科	短期パソコン基礎科	簿記&ITビジネス科
訓練概要	コミュニケーションカやビジネスマナー、ワープロ・表計算ソフト等に関する知識・技能の習得（ワード・エクセル3級）	電子会計ソフト等を活用し、一般事務、営業・販売関連事務等の知識・技能の習得
訓練期間	2月25日（木）～4月23日（金）	3月15日（月）～7月14日（水）
訓練場所	（有）米子情報処理センター（境港市松ヶ枝町・無料駐車場あり）	
募集人員	15名	
応募期限	2月12日（金）正午	3月3日（水）正午
応募資格	就職を希望される方	
受講料	無料（テキスト代等自己負担）	

※雇用保険受給者以外の方は、一定の条件を満たせば職業訓練受講給付金を受給しながら受講できます。

【問い合わせ先】 ハローワーク米子 ☎33-3911

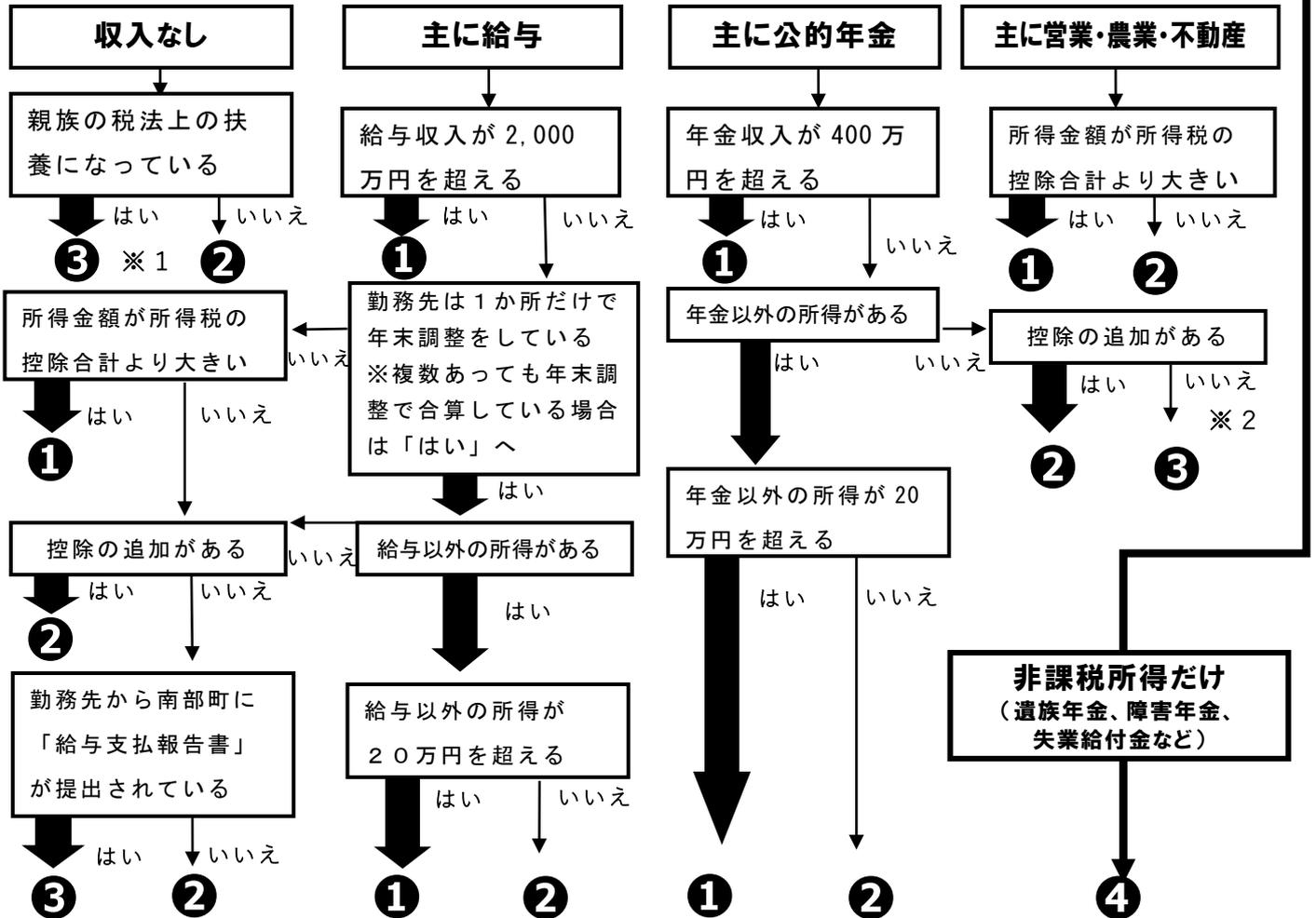
■ 所得税・町県民税 申告の要否についてご確認ください ■

令和2年分所得の確定申告と、令和3年度町県民税の申告について、自分にはどの申告が必要か、または不要か、下の表を利用しご確認ください。

※確定申告についてのお知らせは、広報なんぶ1月号に掲載しています。

【問い合わせ先】 確定申告について 米子税務署 ☎32-4121
町県民税について 税務課 ☎66-4802

令和2年1月1日～令和2年12月31日の間にどのような収入がありましたか？



公的年金収入が400万円以下で、**その他所得**(事業所得ならば黒字)が20万円以下の方は**確定申告は不要**です。<年金所得者確定申告不要制度>

≪判定結果≫

①	所得税の確定申告が必要です	所得税の確定申告書を提出してください。(別途町県民税の申告は不要です。)パソコン又はスマートフォンからの確定申告をおすすめします。 なお、手書き用の確定申告書用紙は、税務署から取り寄せできます。 【取り寄せ方法】米子税務署(電話)32-4121 自動音声ガイダンスに従い、ダイヤル「0」を押してください。
②	町県民税の申告が必要です 【裏面の用紙をご利用ください】	町県民税の申告をしてください。 なお、所得税が源泉徴収されている方で、申告により所得税の還付を受けたい場合や、青色申告繰越控除をされる方は①の確定申告が必要です。 (販売しない農業で自家消費のみの方は農業申告の必要はありません。)
③	確定申告・町県民税の申告は必要ありません	「※1」町外の方に扶養されている方で所得等に関する証明書が必要な場合は、町県民税の申告が必要です。 「※2」(年金収入400万円以下のみ)該当で所得税が源泉徴収されている方で、申告により所得税の還付を受けたい場合は、確定申告が必要です。
④	町県民税の申告が必要な場合があります	国民健康保険税の軽減措置、国民年金保険料の申請免除を受ける場合や、所得等に関する証明書が必要な場合は、町県民税の申告が必要です。

裏面の表で「**② 町県民税の申告**」にあてはまる方のみ、郵送提出してください。

- これは町県民税の申告書です。所得税の還付は受けられません。
- 添付書類を同封してください。提出された申告書及び添付書類はお返ししません。
- 收受印のある申告書控えと添付書類の返却を希望される方は、切手付きの返信用封筒を同封してください。**

令和3年度分 町県民税・国民健康保険税等簡易申告書

南部町長 様	フリガナ	職業		(補足)
	氏名	(生年月日) 年 月 日生	電話	
令和 年 月 日 提出	住所	南部町 (1月1日現在の住所)	世帯主氏名	<input type="checkbox"/> 身体障害1・2級、 精神1級、療育A は特別障害です。

①所得金額等(令和2年1月1日～令和2年12月31日の所得)

所得の種類	収入金額	必要経費	所得金額	備考	(添付書類)
事業				(営業等・農業)	<input type="checkbox"/> 収支内訳書
給与					<input type="checkbox"/> 源泉徴収票等
公的年金				障害年金(円) 遺族年金(円)	<input type="checkbox"/> 源泉徴収票
その他()					<input type="checkbox"/> 個人年金、一時金等の支払調書、配当等の支払通知書等 その他収入を表すもの

※収入金額のわかる資料等を添付してください。収入がない場合は全ての収入金額欄に0と記入ください。

②控除対象配偶者・扶養親族等(扶養親族が別居の場合には、備考に住所を記入して下さい。)

氏名	続柄	生年月日	同居・障害	所得の種類	収入金額	所得金額	備考 (1/1現在の住所)
		年 月 日	同・障・特障				
		年 月 日	同・障・特障				
		年 月 日	同・障・特障				

③控除等 ※収入が0円の場合は町県民税は発生しないので、差し引くための控除(以下の欄)は記入不要です。

控除の種類	支払金額		(添付書類)
生命保険料控除	生命保険料(新)	円	<input type="checkbox"/> 生命保険会社の 保険料控除証明書
	生命保険料(旧)	円	
	個人年金保険料(新)	円	
	個人年金保険料(旧)	円	
	介護医療保険料	円	
地震保険料控除	地震保険料	円	<input type="checkbox"/> 損害保険会社の 保険料控除証明書
	旧長期損害保険料	円	
社会保険料控除	健康保険料	円	<input type="checkbox"/> 国民年金保険料 控除証明書
	年金保険料	円	
医療費控除	医療費控除をされる場合は「医療費控除の明細書」を作成し添付してください(注1)		<input type="checkbox"/> 医療費控除の明細書 【病院別・受診者別に 一年間分集計したもの】
その他			

(注1)医療費控除の明細書は国税庁HPからダウンロードできます。(法勝寺庁舎税務課・天萬庁舎町民生活課でも配布しています。)

申告書は右欄の送付先へ
郵送提出してください

<送付先> 〒683-0351
南部町法勝寺377番地1
南部町役場 税務課 宛

【問い合わせ先】 税務課 ☎66-4802

《提出期限》 令和3年3月15日(必着)